

南砺市耐震改修促進計画

概要版

平成 21 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改定

南 砺 市

目次

第1章 計画の目的と位置づけ	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 耐震化を促進する建築物	2
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 住宅の耐震化の現状と目標	3
2 特定建築物の耐震化の現状と目標	4
3 優先的に耐震化すべき市有建築物	6
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	7
1 耐震化の基本的な取組方針	7
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	8
3 大地震に備えた事前対策の推進	8
4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	10
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	12
1 相談体制の充実	12
2 パンフレットや耐震改修工事事例集の配布等、啓発活動の実施	12
3 リフォームにあわせた耐震改修の推進	13
4 自主防災組織との連携・取組の支援	13
第5章 所管行政庁、関係団体等との連携	14
1 富山県との連携	14
2 関係団体、各市町村等との連携	14

第1章 計画の目的と位置づけ

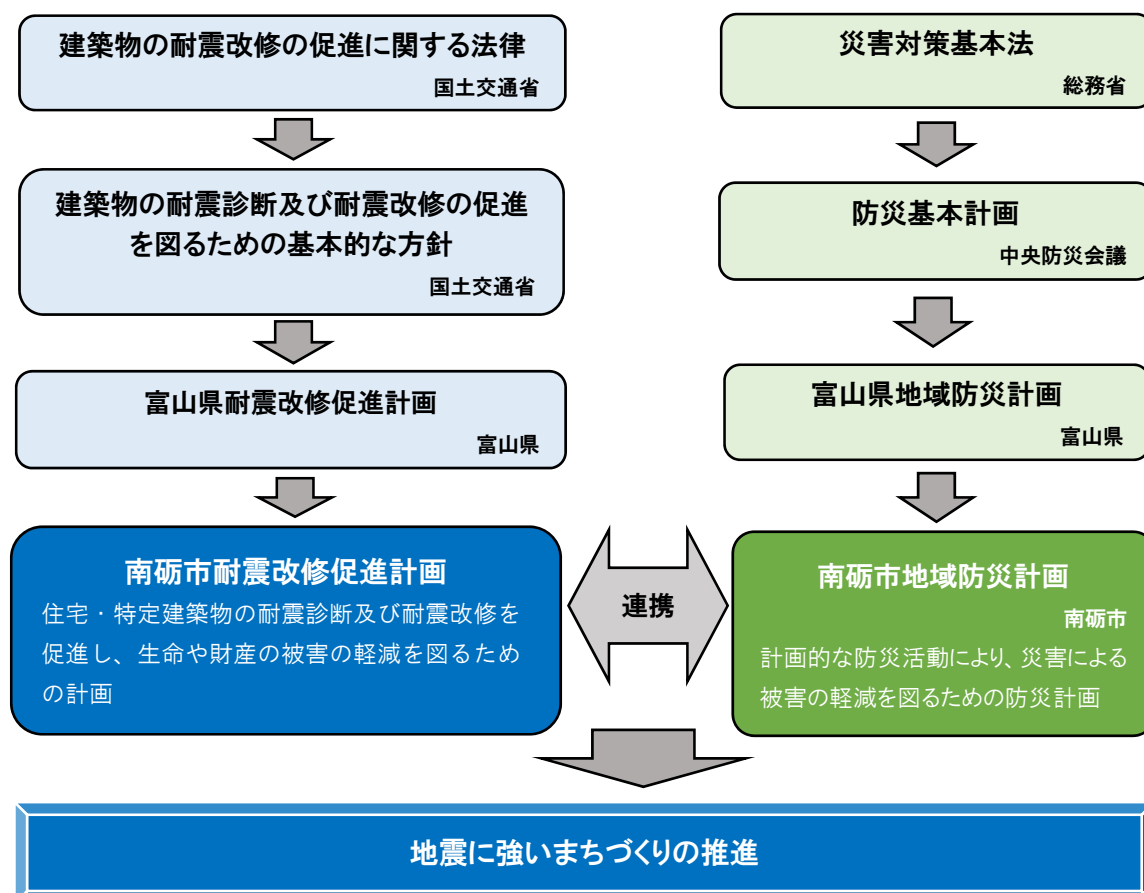
1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の被害・人的被害を最小限に抑え、市民一人ひとりの生命及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進するための基本的な枠組みとして、耐震化の目標と耐震性向上施策等を定めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年5月改正、平成25年11月施行）」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定します。

本市では、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図るための計画として「南砺市地域防災計画」を定めており、本耐震改修促進計画は地域防災計画と連携を図り、住宅・建築物の耐震化率の目標や計画的に耐震対策を実施するための施策などの内容を定めるものです。



3 計画期間

本計画は、平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）の8年間とし、平成37年度（2018年度）の目標を設定します。なお、本計画は社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて適宜計画内容や目標の見直しを行いません。

※本計画の策定時点においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布されていますが、「元号を改める政令」は公布されていないことから、平成31年4月30日の翌日以降の元号についても、便宜的に「平成」で表示しています。

4 耐震化を促進する建築物

市民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）の耐震化を促進します。

1) 住宅

阪神・淡路大震災後では、死者数の約9割が住宅の倒壊等によるものでした。市民の生命・財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

2) 特定既存耐震不適格建築物

法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物、同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物及び同条第三号に掲げる避難路沿道建築物であり、これらの地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定されることから、耐震化を促進します。

3) 耐震診断義務づけ対象建築物

耐震改修促進法の改正により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第5条第3項第二号）や公益上必要な建築物（法第5条第3項第一号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第一号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられました。これらの建築物について、重点的に耐震化を促進します。

4) 公共建築物

公共建築物については、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多数の市民が利用する施設が多いことから積極的に耐震化を促進していきます。

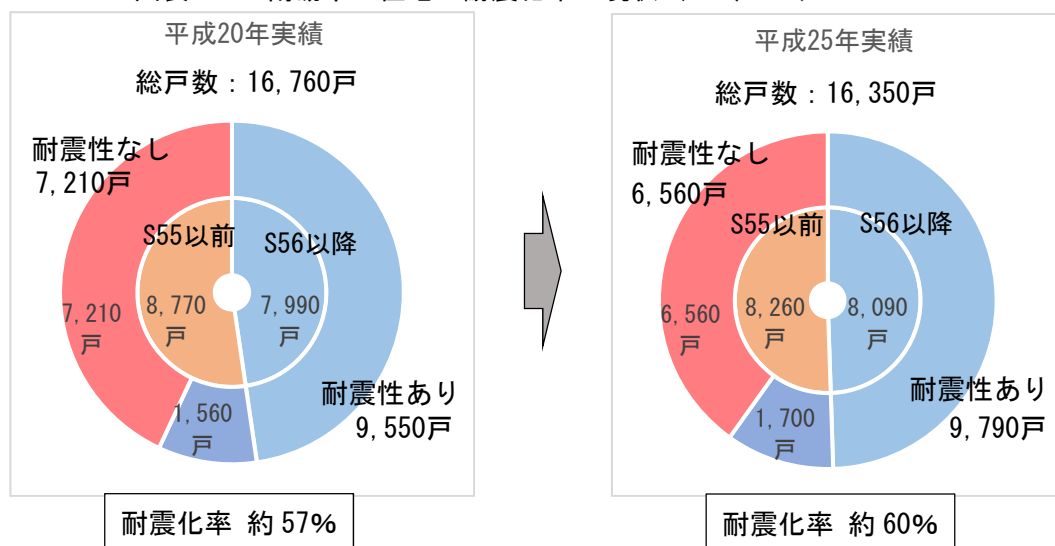
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

- 平成25年の市内の居住世帯有りの住宅総数は16,350戸です。このうち耐震性があると思われる住宅は、約9,790戸と推計され、耐震化率は59.9%（≒60%）となります。県の耐震化率約72%に比べ、約12ポイント低くなっている状況です。

図表 2-1 南砺市の住宅の耐震化率の現状（H20、H25）



(2) 耐震化の目標

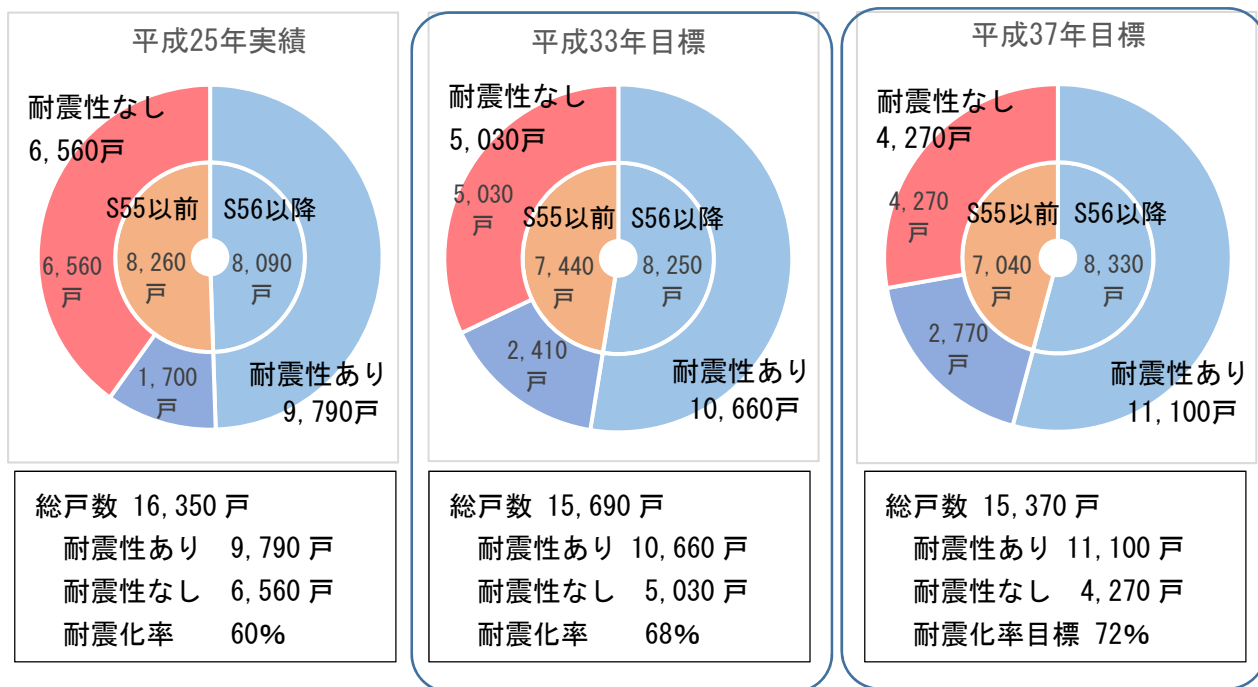
住宅の耐震化率の将来目標について、国では現状の82%を平成32年までに95%に、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とし、富山県では現状の72%を平成33年までに85%に、平成37年までに90%にすることを目標にしています。

本市では、現状の耐震化率及び県の目標値を考慮するとともに、今後における耐震化の意識啓発や支援制度の活用などの施策の推進による効果を加味し、将来（平成37年）の耐震化率の目標を72%と設定します。目標達成のためには、平成25年～平成37年までの12年間で約1,380戸の耐震化が必要となります。（図表2-2、図表2-3参照）

図表 2-2 国・県・市の住宅の耐震化目標の比較

	現在	目標		
	平成25年	平成32年	平成33年	平成37年
南砺市	60%		68%	72%
富山県	72%		85%	90%
国	82%	95%		概ね100%

図表 2-3 南砺市の住宅の耐震化の目標



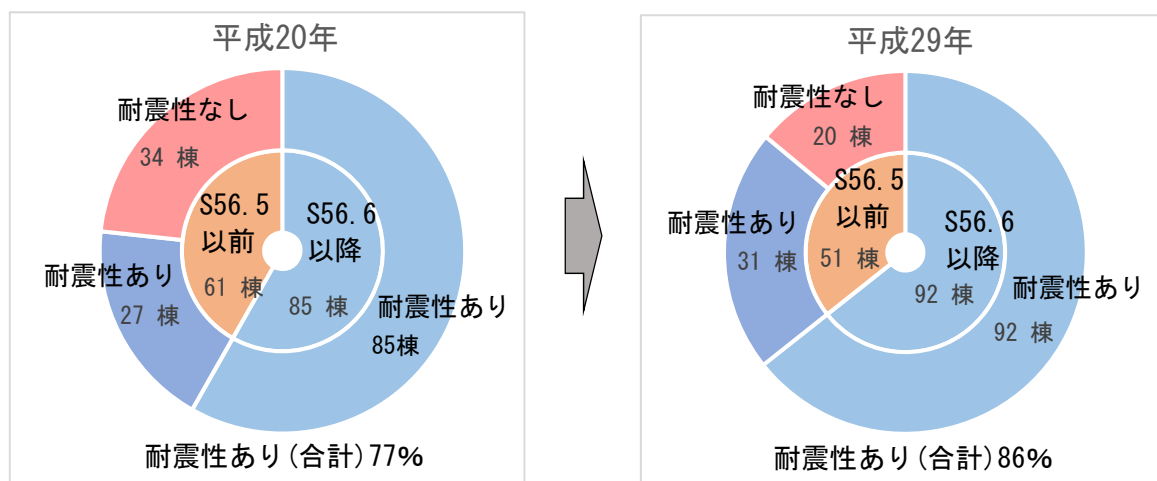
2 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

多数の人が利用する特定建築物^{※1}の総数は、公有施設と民間施設を合わせて市内に143棟あります。このうち耐震性のあると思われる棟数は123棟で、耐震化率は約86%となります。富山県の耐震化率は82%となっています。

※1 特定建築物：ここでいう特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物」のことをいう。

図表 2-4 南砺市の特定建築物の耐震化の進捗状況



(2) 耐震化の目標

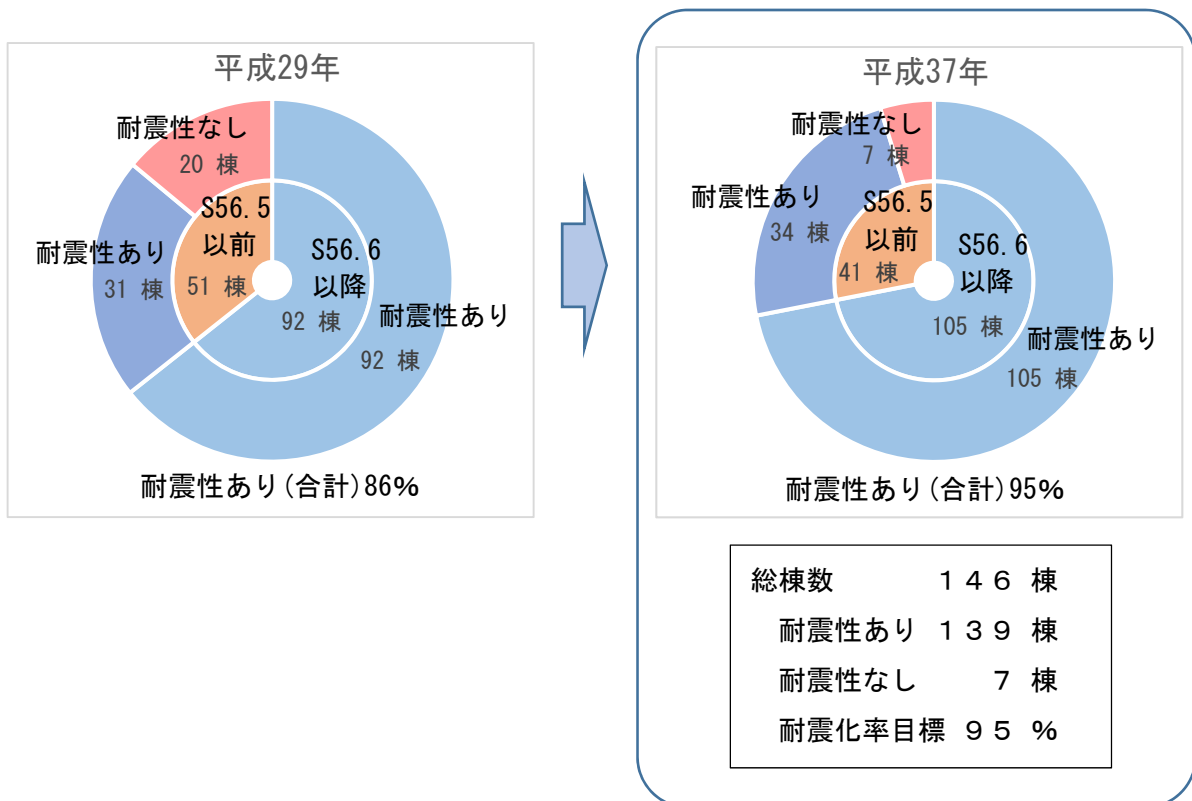
多数の者が利用する建築物の耐震化率の将来目標について、国では現状の85%を平成32年までに95%にすることを目標とし、富山県では現状の82%を平成37年までに95%にすることを目標にしています。

本市では、災害時に重要な役割を担う施設や避難場所、高齢者や子どもなどの要配慮者の滞在する施設について計画的に耐震化を図るとともに、多くの者が集まる集客施設や事務所・工場などの民間施設に対して耐震化の普及啓発を図り、特定建築物全体としての将来（平成37年）の耐震化率を95%にすることを目指します。

図表 2-5 国・県・市の特定建築物の耐震化目標の比較

	現 在	目 標
南砺市	86%（平成29年）	95%（平成37年度）
富山県	82%（平成26年）	95%（平成37年度）
国	85%（平成25年）	95%（平成32年）

図表 2-6 南砺市の特定建築物の耐震化の目標



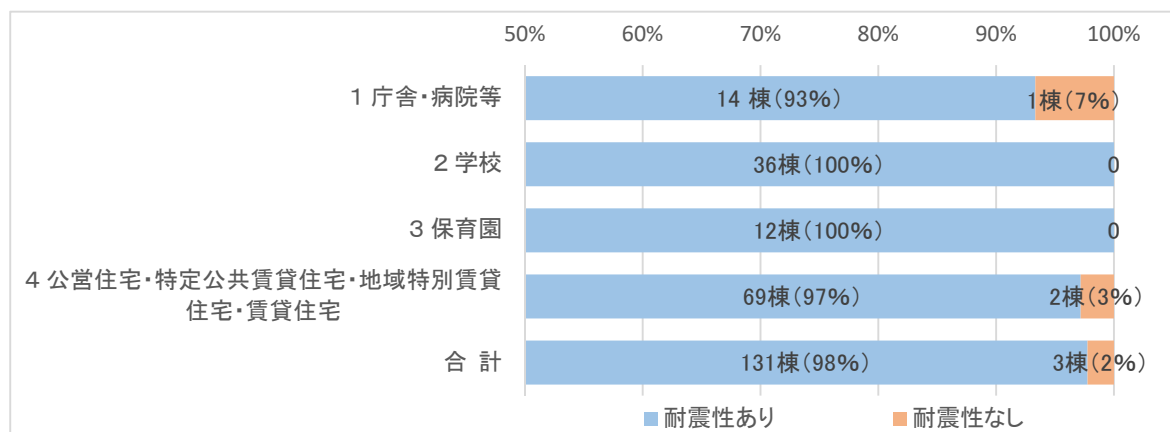
3 優先的に耐震化すべき市有建築物

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等を確保する上で重要な施設、及び多数の者が利用する施設については、優先的に耐震化の促進を図っていく必要があります。この観点から、災害時の拠点施設（庁舎等行政施設）、医療施設（病院、診療所）、学校施設、保育施設、市営住宅の耐震化の目標を設定します。

（1）耐震化の現状

市有施設の耐震化の現状については、庁舎・病院等が93%で、学校が100%、保育園が100%、市営住宅が97%で、全体では98%となっています。（図表2-7）

図表 2-7 優先的に耐震化すべき市有建築物の耐震化状況



（2）耐震化の目標

優先的に耐震化すべき市有施設の耐震化の目標は、過去からの動向を踏まえ、ほぼ100%（平成37年）を目指します。

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の基本的な取組方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、部材の劣化度及び耐力から評価する耐震診断及び必要に応じて耐震改修を行なうことが努力義務とされました。

このことから、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

市は、県との連携の中で、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県と市の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 県計画、市計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

図表 3-1 耐震診断・耐震改修に対する主な支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
リフォーム等支援事業（市独自助成）	○			○		○
住みよい家づくり資金融資制度（県独自助成）	○					○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	
耐震改修促進税制	○	○		○		

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、県と連携し、以下の取り組みを推進します。

① 窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策

地震発生時に建築物からの落下物による通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発に努めます。

② ブロック塀等の倒壊防止対策

県と連携し、パンフレットの配布等を通じて、市民にブロック塀等の倒壊の危険性を周知し、補強・耐震化を呼びかけるとともに、ブロック塀に代わり、安全性の高い生垣の設置等の普及に努めます。

③ エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

県と連携し、エレベーター・エスカレーターの定期報告等の機会を活用し、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。

④ 天井等の落下防止対策

県と連携し、既存建築物について定期報告制度等を活用した情報把握を行い、建築物の

所有者等に基準を周知するとともに、天井の脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう啓発に努めます。

⑤ 家具の転倒防止対策等

家具の転倒防止対策の重要性や、その対策ともなる居間・寝室などの部分的な耐震改修について周知し対策を促進します。

⑥ 感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災の原因の多くが電気に関係するものとされており、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーはその有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し対策を促進します。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保に努めます。

(3) 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

その除却等を適切に進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空家等対策計画を策定し、特定空家(※)等への措置等に取り組みます。

また、空き家を放置されないよう、不動産等の関係団体との情報交換や、関係団体が実施する普及啓発への支援を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組みます。

(※)特定空家:「空家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業の実施

地震時におけるがけ地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を推進することにより、地震に伴うがけ崩れ等による住宅の災害防止に努めます。

(5) 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時にがけ崩れ等の被害が発生する恐れのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、県と連携し、国の支援制度の活用による、土砂災害に対して安全な構造とす

る改修工事や防護壁の設置などに関する助言等を行ないます。

(6) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

市では、土砂災害危険箇所において、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂の災害危険箇所の予防措置に努めています。

がけ地付近に位置する住宅は、地震の揺れによる住宅自体の倒壊等だけではなく、がけ地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に所在する住宅については、その移転促進を図ることによって地震に伴うがけ崩れ等による住宅の災害防止を図ります。

4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

(1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物（※1）について

耐震診断が義務づけられた大規模な建築物については、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合に、耐震改修や建替えが早急に出来るよう、市は国や県と連携して耐震改修に対して支援を行うこととし、支援制度を周知し、耐震化を促進します。

(※1) 要緊急安全確認大規模建築物 (P4 参照)

(2) 避難路沿道建築物について

本市の地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、沿道建築物の耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要がある路線は、現状においては無いと判断されます。

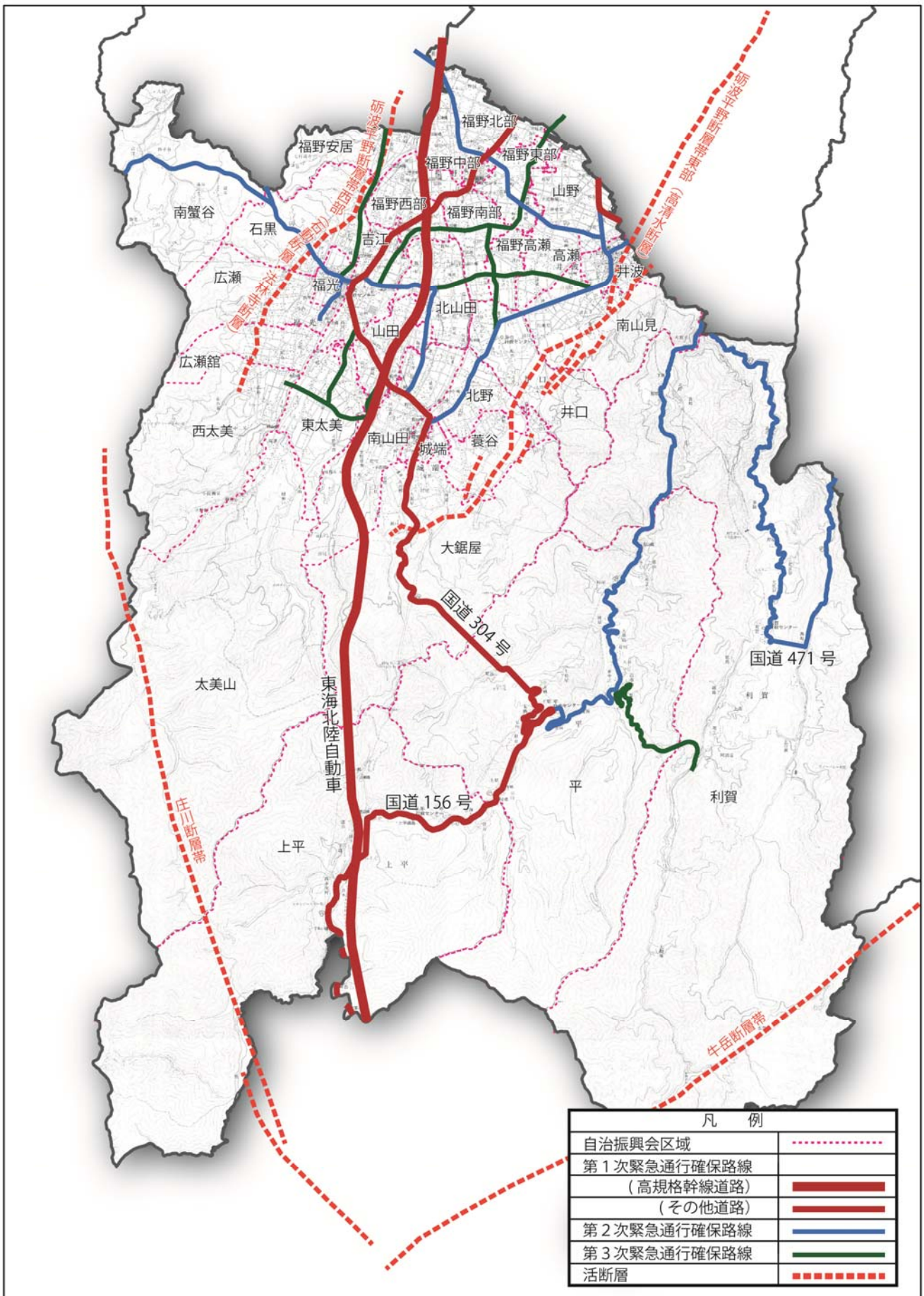
ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う道路部局をはじめとして、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係部局との連携体制を整備します。

(3) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」について、特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。

図表 3-2 南砺市緊急通行確保路線（概略図）



第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実

市は、建築行政担当部署において、建築物の耐震化に関する相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」や、井波、福野、福光の各地域住宅相談所との連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化へ向けての普及啓発に努めます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや、建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

2 パンフレットや耐震改修工事事例集の配布等、啓発活動の実施

(1) パンフレット等の配布や適切な情報提供

県では、木造住宅の耐震診断や改修方法・改修支援事業等を紹介するパンフレット等を作成し、耐震診断や耐震改修の促進のための普及啓発活動に活用されています。

本市においても、耐震診断や耐震改修の促進のため、パンフレットを配布し、耐震化の重要性について周知を図るとともに、情報提供に努めます。また、各相談窓口では耐震化に関する情報提供の拡充を図り、市広報やホームページ等の活用、ケーブルテレビや市政テレビ番組等のマスメディアを活用し、建築物の所有者や施工業者へ適切に情報を提供します。

(2) 講習会等の開催

市は県及び関係団体と連携をとり、セミナー等の開催を通じて耐震化の促進につとめます。自主防災組織や自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明するなどの出前講座等を実施し、普及啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

3 リフォームにあわせた耐震改修の推進

市及び県の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談者に対し、リフォームにあわせてより効率よく耐震改修が実施できることを啓発し、支援制度等の情報提供をしながら、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、助成制度の周知を図りながら、リフォームにあわせた耐震改修を働きかけます。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、市産材・県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

4 自主防災組織との連携・取組の支援

本市では、各地区の自主防災組織に対して防災資機材の整備等を支援し、地域における防災力の向上を促進します。

さらに、地域の特性に応じた耐震化の取組みを進めるために、市は、自主防災組織に対して、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や、避難場所までの危険箇所の点検、要支援者の情報把握・支援などで協力を依頼するとともに、地震災害を未然に防止する活動を推進します。

第5章 所管行政庁、関係団体等との連携

1 富山県との連携

市は、所管行政庁である県と連携を密にし、情報の共有を図り、耐震改修促進法に規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。

情報の共有にあたって市は、県及び市町村の建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県木造住宅耐震改修支援事業等担当者会議」や特定行政庁等で構成する「富山県建築行政会議」に情報提供を行いません。

2 関係団体、各市町村等との連携

市は、県及び建築関係団体と連携して、市民が適切に耐震化に取り組めるよう努めます。

設計事務所、施工業者等が耐震診断や耐震改修等の知識を身に付け、耐震化の重要性を認識し、建物所有者に対して適切に相談に応じられるよう講習会の開催等に努め、関係団体においては会員が技術習得に向けて取り組むよう意識啓発を行うよう努めます。また、耐震化へ向けた相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の技術的相談にあたる担当者の紹介や、支援制度等の情報提供を行います。

市は、県の関係課と連絡を密にし、所管建築物の耐震化の目標に向けて取り組みます。

また、地域防災体制の整備の観点から災害に強いまちづくりが重要であり、自主防災組織や自治会等の防災活動の一環として、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握のための耐震診断受診の働きかけや、災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検などで、協力をお願いするとともに、地震災害を未然に防止する活動を連携して行います。

